

公的研究費に係る内部監査の実施要領 (2017)

(制定 2017年9月1日)

1. 目的

この実施要領は、大垣女子短期大学における公的研究費の内部監査を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

- (1)「通常監査」とは、監査を実施する年度において、本学に所属する研究者が交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とした、通常の監査をいう。
- (2)「特別監査」とは、通常監査を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象とした、特別の監査(書類上の調査に止まらず、実際の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査)をいう。
- (3)「リスクアプローチ監査」とは、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた監査をいう。

3. 監査の対象

監査の対象は、前年度の公的研究費に係る業務全般とする。

4. 監査事項

(1)「通常監査」

各種申請書、証憑等の書類確認により監査する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2)「特別監査」

各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品の納品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、監査担当部署が必要と判断した場合は、研究者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3)リスクアプローチ監査

不正発生の高リスクと思われる箇所を重点的にサンプルを抽出し、以下の監査を行う。

- ① 旅費の一部を対象に、出張先や宿泊先への事実確認や出勤簿との照合、出張の目的や概要について、抜き打ちでヒアリングを行う。
- ② 非常勤雇用者の一部を対象に、勤務実態についてヒアリングを行う。
- ③ 納品後の物品の現物確認
- ④ 購入物品の一部を対象に、取引業者への帳簿の照会

5. 監査の実施

内部監査部門は通常監査及び特別監査を年1回実施する。また不正発生のリスクが高いと思われるものについては、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。

6. 実施の通知

内部監査部門は、監査の実施にあたり、原則として被監査対象者に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を事前に通知するものとする。ただし、リスクアプローチ監査を抜き打ちで実施する場合は、この限りではない。

7. 内部監査の結果報告

監査結果は、内部監査担当部署が、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は監査結果を検討した上で、必要に応じて監事あるいは公認会計士による追加監査を要請することができる。統括管理責任者は、追加監査を要請した場合はその結果も含めて、最終的な監査結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、監査結果についてコンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、不正防止に役立てるものとする。

8. 不正発生要因の分析と監査計画の立案

内部監査部門は、監査を通じて把握された不正発生要因を分析し、それに応じて監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図るよう努める。